附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令・法務省令第二号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、一般振替機関の監督に関する命令及び電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法務大臣　鈴木　馨祐

一般振替機関の監督に関する命令及び電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第一条　一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府令・法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式（第十八条関係） （用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105mmとする。） 表　面 ［表略］ 裏　面 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）抜粋 ［略］ 第291条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　［略］ ［略］	**別紙様式**（第十八条関係） （用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105mmとする。） 表　面 ［同左］ 裏　面 ［同左］ ［同左］ 第291条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 四　［同左］ ［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電子記録債権法施行規則の一部改正）

第二条　電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府・法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式（第三十四条関係） （用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105mmとする。） 表　面 ［表略］	**別紙様式**（第三十四条関係） （用紙は、日本産業規格Ａ７、74×105mmとする。） 表　面 ［同左］